## 発生段階別対策の概要

国	1 20 11 115	V= 1.1 3% 1L 1H⊓	国内発生早期		国内感染期	小康期
県	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対考 策え の方	<ul><li>・発生に備えて体制整備</li><li>・発生に備えた情報収集と提供</li></ul>	・国内発生をできる限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備	・県内発生をできる限り遅らせる ・県内発生に備えての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感 染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	・感染拡大防止から被害軽減に変 更 ・必要な事業活動を継続	<ul><li>・第二波に備えた第一波の評価</li><li>・医療体制、社会経済活動の回復</li></ul>
危機管理組織	国、地方公共団体、指定(地) ・県行動計画の策定 ・国、県、市町村間の連携強化 (必要に応じ、県対策推進本部会議を開催)	方)公共機関等による対策強化 ・県対策本部の設置 (国の基本的対処方針に基づき、県の海 外発生期の対策を決定) ・地区対策本部の設置	<ul> <li>・県対策本部の継続 (国の基本的対処方針に基づき、県の県内未発生期の対策を決定)</li> <li>・地区対策本部の継続</li> <li>★国が必要に応じて緊急事態宣言</li> </ul>	<ul> <li>・県対策本部の継続 (国の基本的対処方針に基づき、県の県内発生早期の対策を決定)</li> <li>・地区対策本部の継続 (国の基本的対処方針発出)</li> </ul>	<ul><li>・県対策本部の継続 (国の基本的対処方針に基づき、県の県内感染期の対策を決定)</li><li>・地区対策本部の継続</li></ul>	<ul><li>・県対策本部の縮小・廃止 (国の基本的対処方針の変更に伴い、 県の対策の見直し、縮小・廃止)</li><li>・地区対策本部の縮小・廃止</li></ul>
サーベイランス	<ul><li>発生段階に応じたサーベイラ</li><li>・国との連携による情報収集</li><li>・通常のサーベイランスの実施 (・インフルエンザサーベイランス ・入院サーベイランス ・ウイルスサーベイランス ・学校サーベイランス )</li></ul>		<ul><li>・新型インフルエンサ<sup>*</sup>等患者全数把握強化</li><li>・通常のサーベイランスの継続 (学校サーベイランスを強化)</li></ul>	<ul><li>・新型インフルエンサ<sup>*</sup>等患者全数把握強化</li><li>・通常のサーベイランスの継続 (学校サーベイランスを強化)</li></ul>	<ul> <li>・新型インフルエンサ 等患者全数把握中止</li> <li>・通常のサーベイランスの継続 (学校サーベイランスの強化を通常に戻す)</li> </ul>	・通常のサーベイランスの継続 (再流行早期探知のため、学校サーベイ ランスを強化)
情 報・ 提共 供有	<ul><li>一元的な情報発信、県民への</li><li>・相談窓口の体制整備</li><li>・事前の啓発 (マスク着用、咳エチケット等)</li></ul>	<mark>○分かりやすい情報提供</mark> ・相談窓口の設置 ・県HP等での情報の掲示	<ul><li>・相談窓口の充実、強化</li><li>・県HP等での情報の掲示</li></ul>	・相談窓口の充実、強化 ・県HP等での情報の掲示	・相談窓口の継続 ・県HP等での情報の掲示	<ul><li>情報提供の見直し</li><li>相談窓口の閉鎖</li></ul>
まん延防止	法制化された予防接種体制等・個人における対策の普及(マスク着用、咳エチケット等)・特定接種の体制整備・住民接種の体制整備	<del>'a'</del>	<ul><li>★不要不急の外出の自粛要請、学校</li><li>・県民等に対するマスク着用、咳エチケット等の勧奨</li><li>・特定接種の継続</li><li>・住民接種の準備、開始</li></ul>	<ul><li>・県民等に対するマスク着用、咳エチケット等の勧奨</li><li>・特定接種の継続</li><li>・住民接種の準備、開始</li></ul>	・県民等に対するマスク着用、咳エチケット等の勧奨 ・特定接種の継続 ・住民接種の継続	・第二波に備えた住民接種の継続
医 療 体 制	<ul> <li>発生段階に応じた医療提供ない。帰国者接触者外来・帰国者接触者相談センターの設置準備</li> <li>・地域医療体制の整備</li> <li>・抗インフルエンザ薬の備蓄・必要資材(個人防護用具等)の備蓄・検査体制の整備</li> </ul>	<ul><li>・帰国者接触者外来・帰国者接触者相談センターの設置</li><li>・県内発生に備えた医療体制整備</li><li>・検査体制の確立</li></ul>	<ul><li>・帰国者接触者外来での医療提供、 帰国者接触者相談センターの継続</li><li>・状況に応じた協力医療機関または、一般医療機関における診療体制の準備</li></ul>	・帰国者接触者外来での医療提供 帰国者接触者相談センターの継続 続 ・状況に応じた協力医療機関また は、一般医療機関における診療体制の準備	・協力医療機関または、一般医療機関における診療開始(帰国者接触者外来・帰国者接触者相談センターの廃止) ・必要に応じて県備蓄の抗インフルエンサウイルス薬の放出を検討 ★臨時の医療施設の設置	・通常の医療体制に移行 ・(第二波に備えて) 抗インフルエンサ・ウイルス薬の備蓄、補充
社会・経済機	関係機関等との連携による社 ・指定地方公共機関等業務計画等 の策定 ・要援護者の支援体制整備	<ul><li>・指定地方公共機関等の事業継続に向けた準備要請</li><li>・職場における感染対策の準備</li></ul>	・消費者としての適切な行動の呼 びかけ、事業者に買占め、売惜 しみが生じないよう要請 ★ <mark>緊急物資の運送、生活関連物資等</mark> ★指定地方公共機関は業務の実施の		★物資の売渡しの要請 <ul> <li>・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め、売惜しみが生じないよう要請</li> </ul>	